



JAグループが取り組む 農福連携



JA綱領（抜粋）

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

(取組の輪
の拡大)



(認知度の向上)

(取組の促進)

- ◆農福連携勉強会・現地視察の実施
- ◆農福連携セミナー等の開催
- ◆日本農業新聞・家の光など新聞・雑誌を通じた情報提供、事例紹介
- ◆農福連携の地域協議会に参画
- ◆農福マルシェの開催



- ◆農福連携の取り組みを開始するJA・県域が、着手する際の手引書として「農福連携導入ガイド」を活用
- ◆農福連携推進マニュアルやガイドブックの作成
- ◆農業者と障がい者福祉事業所とをマッチング
- ◆特別支援学校の就労支援
- ◆農事組合法人との雇用をマッチング
- ◆体験型農園において障がい者福祉施設と青壮年部が共同で栽培
- ◆共同受注窓口等と連携



「JA綱領」を基本理念とするJAグループは、農福連携等推進ビジョンに則り、農業者と福祉事業所などの新たなつながりを創出し、農業現場における労働力や担い手不足などの課題解決に取り組み、「農業の振興」、「地域の活性化」、ひいては「共生社会の実現」に貢献していきます。

佐用ミツマタ福祉農業公園



一般社団法人 小野の駅
ononoeki

ながたに村

佐用町と一般社団法人小野の駅及び長谷地域づくり協議会との協働で、自然とのふれあい、福祉農業への理解と環境づくりと障害者の安定した雇用を目的とした、福祉農業公園を創造していきます。



ミツマタ加工場

ミツマタ保管・休憩施設



ミツマタ群生林



第2エリア



県長谷ミツマタ通り



ゴトンボ荘



第1エリア



至口長谷
県道中三河佐用線
長谷川

ミツマタ
面積約 50,000 m²

農福連携コンソーシアム設立総会

農福連携対策福祉農園整備事業
(ミツマタを活かした福祉農園整備事業)
兵庫県佐用郡佐用町

佐用町内のミツマタ自生地



【自生ミツマタの宝庫】

- 昔から紙幣等の材料として少量ですが出荷されてきました。
- ミツマタが林業活性化、耕作放棄地解消の起爆剤に！なるかも・・・！？
町長自ら収穫講習会開催(°Д°)



- 平成27年度に佐用町みつまた部会を結成。
- 地方創生事業を活用してミツマタ苗木の配布や収穫体験を実施。

農福連携により整備された作業所

- 平成28年に（一社）小野の駅が佐用町内で障がい者福祉サービス（就労継続支援B型12名）に事業参入しました。
- 古民家を改修して作業所に →
- 「都市農村共生・対流及び地域活性化対策（農福連携対策事業）」の活用によりミツマタ処理加工施設の整備により障がい者の作業場を確保しています。



耕作放棄地を再生したミツマタ畑



- 現在、天然ものの収穫のほか、耕作放棄地等で栽培に挑戦中！

▶ 作業場前の耕作放棄地へ植栽

作業所内の風景

ミツマタのしじり（表皮の剥ぎ取り）作業① 障がい者雇用



作業所内の風景

ミツマタのしじり（表皮の剥ぎ取り）作業② 障がい者雇用



収 穫：地元住民・小野の駅職員

加 工：障がい者+小野の駅職員

※それぞれ役割分担して、活動しています。

ミツマタ白皮の天日干し①



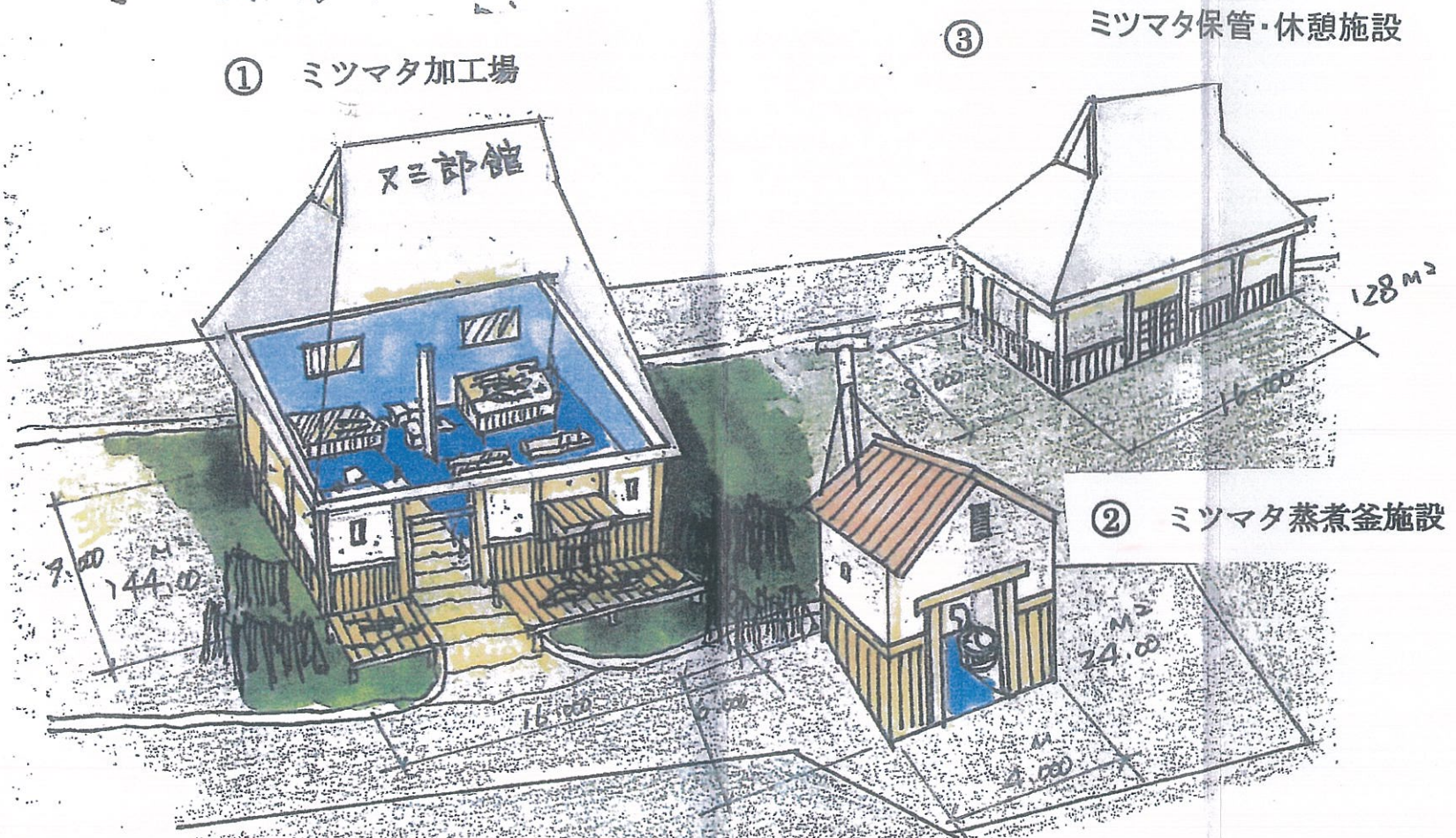
- 就労支援B型施設「えん花園」は、閉園した保育園跡に開設しています。
- ミツマタの白皮は、和紙や紙幣の原料として、民間和紙製造会社や国立印刷局へ出荷されます。

ミツマタ白皮の天日干し②

- あなたの財布の中の1万円札の中にも佐用町産のミツマタが入っているかも???



佐用 ミツマタ福祉公園内ミツマタ保管・休憩所施設改修工事



2017.6.26 draw

全国就労支援事業者機構設立趣意要旨

犯罪の発生にはさまざまな社会的要因が指摘されており、犯罪の発生全般を抑止することは容易ではありません。しかし、再犯・再非行に着目すると、既に罪を犯した人や非行をした少年たちが対象であり（以下「対象者」）、その改善更生を図ることにより再犯等を防止できることから、対象者の再犯等の防止が治安の改善のためにとり得る効果的な方策です。

再犯等の防止のためには、対象者が就職の機会を得て経済的に自立することが極めて重要です。現在、善意の篤志家として雇用協力事業者がいますがその数は不足しているのみならず、十分な雇用を実現できておりません。

翻って考えてみると、治安の確保による恩恵は、社会全体にもたらされるものであり、対象者の就労についても本来ごく一部の善意の篤志家の手によってではなく、経済界全体の協力と支援によって支えられるべきものであると思われます。そうであるとすれば、事業者団体は、対象者の就労支援の重要性を傘下の事業者に浸透させるとともに、自らは対象者を雇用できない企業等の事業者は、資金面で協力することが必要であると考えます。その資金を利用して、対象者を雇用する事業者の数を増やすとともに、雇用する事業者が対象者に支払う給与の一部を助成するなどのスキームが必要であります。我々はそのようなスキームを実現するための組織として、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構を設立しようとするものです。

＝ 就労支援事業者機構の沿革と事業実績 ＝

□沿革

- 平成20年9月 設立総会を開催。翌21年1月NPOの認証を受け活動開始
会長 今井敬、副会長 奥田碩、副会長 木藤繁夫
- 平成23年5月 国税庁より認定NPO法人の認定を受ける。
- 平成24年7月 会長 奥田碩、副会長 御手洗富士夫、副会長 木藤繁夫
- 平成28年4月 特定非営利活動法人全国更生保護就労支援会と合併
- 平成28年7月 会長 御手洗富士夫、副会長 米倉弘昌、副会長 木藤繁夫
- 平成30年7月 会長 米倉弘昌、副会長 榊原定征、副会長 青沼隆之
- 平成30年12月 会長 榊原定征、副会長 青沼隆之

□平成30年度の事業実績

- 企業に対する協力雇用主登録要請
4,896社に働きかけ、3,402社に登録いただきました。
協力雇用主登録数は30年度末で22,472企業となりました。
- 協力雇用主に対する支援
■雇用を促す相談助言：4,934社 ■採用活動に対する支援：6,196社
■雇入れに係る経費助成：2,515社2,516万円
- 犯罪や非行をした人に対する就労支援
■職業相談：4,498人 ■就職活動に対する支援：4,438人、■就職に係る経済的援助571件500万円
■身元引受人が得られない人に対する身元保証引受：2,188件 ■就職後の職場定着指導：1,819人
- 以上の取り組みの結果、3,203人の就職に貢献しました（その他、支援を受けた後、自己就職をしている者多数）。

認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館3階

電話 03-3225-0545・FAX 03-3225-0381・e-メール jigyosya@siensha-kiko.net <http://www.siensha-kiko.net>

会員・賛助会員募集

全国就労支援事業者機構は、経済界が全体として我が国の治安の改善のために協力する初めての組織です。その機構を支えていただく会員としての参加をお願いいたします。

「正会員」として法人運営活動に参加していただける方、および「賛助会員」として当活動をご支援いただける方を随時募集しております。

- 正会員は、総会での議決権を持ち、NPO運営活動に直接的にご参加いただけます。
- 賛助会員の方には会報紙（年4回）をはじめ随時ご案内や情報提供をいたします。
- 正会員及び賛助会員の皆様のご芳名を当機構ホームページにてご紹介しています。

年会費 正会員 1口1万円（1口以上） 賛助会員 3千円以上

入会のお申込みは当機構ホームページ <http://www.siensha-kiko.net> の会員募集欄又は電話 03-3225-0545 にてお願いします。

再犯のない社会へ。

就労支援にご協力ください。



ごあいさつ



我が国では、近年、犯罪の件数は減少傾向にあるものの、その中に占める再犯の割合は年々増加しており、最近では50%を占めるようになりました。安全で安心な社会を作っていくためには、再犯の防止が重要な課題となっており、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援してゆくことが必要です。

そのなかでも、刑務所出所者等に就労の機会を与え生活の自立を図っていくことが最も重要な取組みであると考えております。2017年12月に政府が策定した「再犯推進防止計画」においても「就労の確保」が7つある重点課題の筆頭に掲げられておりますが、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催をひかえ、「世界一安全な国、日本」を確かなものにするためにも、再犯防止対策のなめとなる就労支援を社会全体で推進していくことが求められています。

本機構は、経済界を中心とした幅広い企業、団体等の協力を得て、主として事業者の立場から刑務所出所者や少年院出院者の就労を支援し、犯罪や非行の少ない社会の実現のために貢献しようとするものであります。

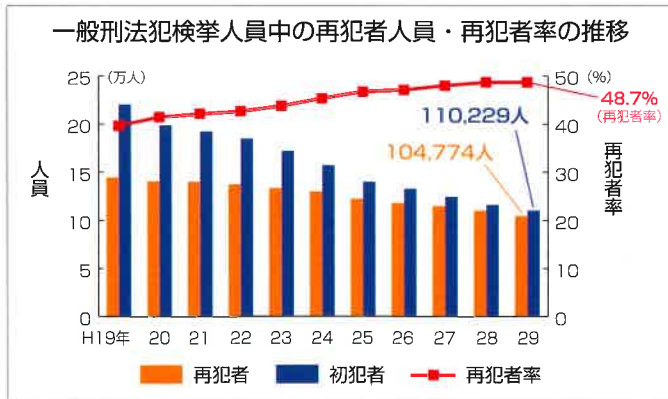
安全な社会が企業の運営をはじめとして社会における諸活動の基盤であることから、再犯を防止し、安全で安心な社会づくりに貢献することは、企業の社会的責任(CSR)でもあります。そして、将来を担う若者たちが安心して暮らせる我が国社会を残してゆくことは、我々の世代の責務であります。

本機構は、平成21年1月に設立されて以来、着々と成果を上げてきておりますが、今後も多くの企業のご理解とご協力を得て、また一般の方々のご協力も得て、本機構を更に大きく発展させていきたいと考えております。

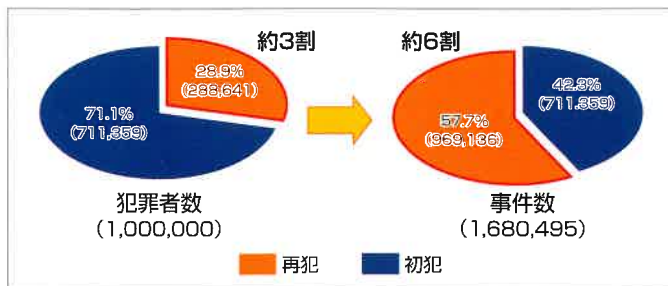
皆様のご支援、ご協力を切にお願いいたします

認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構 会長 榊原 定征

安全な社会のために犯罪者の再犯を防止することが重要です。



検挙者に占める再犯者の割合は平成9年から一貫して上昇しており、平成29年には48.7%になっています(右図参照)。



約3割の再犯者により、約6割の犯罪が行われています。(S23～H18の総有罪数100万の調査結果)

☆ 平成28年に新たに刑務所に入所した受刑者は19,336人で、その中で11,476人(59.4%)が再入者です。また、平成24年に刑務所から釈放された者のうち満期釈放者の51.8%、仮釈放者の31.6%が5年後の平成29年までに再入しています。

再犯防止のためには犯罪者の就労の支援が必要です。

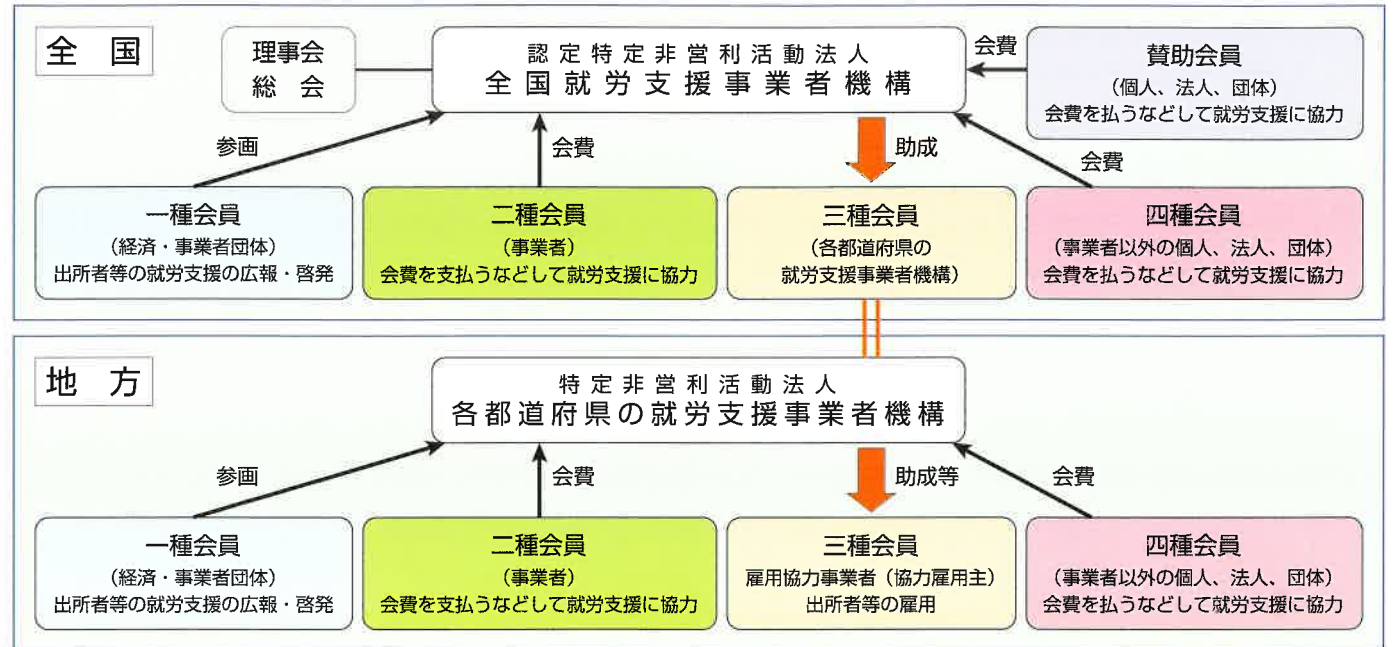
☆ 平成29年中に刑務所から釈放された者は22,025人、うち、仮釈放者は12,760人です。仮釈放者のうち、10,552人(82.7%)が無職です。

☆ 保護観察を受けた者のうち、仕事のある者の再犯率は7.8%です。これに対し、無職者の再犯率は24.8%であり、その差は約3倍になっています(平成25から29年)

再犯防止には、何よりもまず就労支援が大切です。仕事をはじめ、生活基盤の確保の支援(就労支援、住居確保支援、継続的な見守り支援)が強く求められています。

認定NPO法人全国就労支援事業者機構は、経済界全体と一般の方の協力により、犯罪や非行をした人の就労支援等を行い、安全安心な社会づくりに貢献する組織です。

就労支援事業者機構の組織体制



役員体制

会長 榊原定征 副会長 青沼隆之 常務理事 清水祥之 名誉会長 今井 敬、奥田 碩、御手洗富士夫 顧問 木藤 繁夫

理事		三種会員代表	
一種会員代表	事務総長	札幌就労支援事業者機構	会長 岩田 圭剛
日本経済団体連合会	久保田政一	宮城県就労支援事業者機構	会長 須佐 尚康
日本商工会議所	専務理事 石田 徹	東京都就労支援事業者機構	会長 渡邊 佳英
全国商工会連合会	専務理事 乾 敏一	愛知県就労支援事業者機構	理事長 切中 厚美
全国中小企業団体中央会	専務理事 高橋 晴樹	大阪府就労支援事業者機構	会長 大橋 太郎
経済同友会	専務理事 橋本圭一郎	広島県就労支援事業者機構	会長 山下 隆
二種会員代表	代表取締役社長	香川県就労支援事業者機構	会長 渡邊 智樹
鹿島建設	押味 至一	福岡県就労支援事業者機構	会長 磯山 誠二
キヤノン	代表取締役会長CEO 御手洗富士夫	官庁等	
JXTGホールディングス	相談役 木村 康	法務省	元検事総長 松尾 邦弘
新日鐵住金	名誉会長 三村 明夫	経済産業省	元事務次官 杉山 秀二
住友化学	代表取締役社長 岩田 圭一	厚生労働省	元厚生労働審議官 太田 俊明
住友商事	名誉顧問 宮原 賢次	東京都	元生活福祉部長、労働部長 渡邊 泰弘
第一生命保険	代表取締役会長 渡邊光一郎	日本弁護士連合会	元副会長 加毛 修
東レ	特別顧問 榊原 定征	青少年団体	
トヨタ自動車	代表取締役会長 内山田竹志	国立青少年教育振興機構	理事長 鈴木みゆき
日本ガイシ	特別顧問 柴田 昌治	学識経験者	
日立製作所	執行役社長兼CEO 東原 敏昭	学者	中央大学名誉教授 藤本 哲也
三菱重工業	相談役 佃 和夫	更生保護関係者	元法務省保護局長 青沼 隆之
三菱UFJ銀行	名誉顧問 三木 繁光	常務理事	全国就労支援事業者機構 清水 祥之
		監事	
		弁護士	元東京国税局長 鳥羽 衛
		税理士	元高松国税局長 上村 成生

主な事業内容

全国就労支援事業者機構は、各都道府県就労支援事業者機構と提携し、以下の事業の推進を通して、就労による立ち直りを目指しています。

- ① 犯罪や非行をした人の雇用に協力する事業者(協力雇用主)の増加を図る事業
- ② 求職者情報の把握、求人情報の開拓・把握を行い、ハローワークを通じて個別の就労を支援する事業
- ③ 犯罪や非行をした人を雇用する協力雇用主に対する助成事業
- ④ 犯罪や非行をした人を雇用する事業所に対する身元保証事業
- ⑤ 犯罪や非行をした人の職場体験講習、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施する事業
- ⑥ 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業

「安心安全な社会」の実現に向けて

一般社団法人更生支援事業団が設立されて4年が経過しました。刑務所や少年院からの出所者や出院者の社会復帰支援、様々な事情で就労や自立に難しさを感じている人への自立支援など、社会の中で様々な理由により支援を必要とする人たちへの支援活動を通じて、国民の誰もが生き生きと暮らせる、安心安全な社会の実現を目指すことを設立の趣旨として、更生支援事業団は活動を続けてまいりました。

まだまだ未熟なところが多く、大きな成果を上げるには至っていませんが、多くの御支援のおかげで、こつこつと活動を重ねて裾野を広げ、小さな足跡を少しずつ残せているものと考えております。

再犯防止推進法が成立、施行されるなど更生支援事業団の活動を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、今後は、こういった活動ができるのか、またすべきなのかを模索しながら、そのベースとなる多くの個人、団体、企業の皆様方とのネットワーク作りに意を用いつつ、文化事業を中心とした各種の発信も積極的に行い、小さくとも着実な成果を積み上げていくことに注力していく所存でございます。倍日の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。また、更生支援事業団の設立に至った趣旨を御理解賜り、活動に御協力、御参加いただける個人、団体、企業等おられましたら、ぜひ協働させていただきたく、御支援、御連絡をお待ち申し上げます。



一般社団法人
更生支援事業団
代表理事 西田 博

令和2年2月1日

農福連携等の推進に向けた法務省の取組

「再犯防止に向けた総合対策」 平成24年7月犯罪対策閣僚会議

“労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等（ソーシャル・ファーム）の普及に向けた支援、国の機関の公共調達における雇用機会創出の促進等、新たな就労先確保策について検討する。”

「再犯防止推進計画」 平成29年12月閣議決定

一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

“法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。”

ソーシャル・ファームの開拓

障害があるものの福祉サービス等の支援等を受けることにより就労・自立が可能な刑務所出所者等の新たな就労先として、その就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームを開拓（124団体、うち53団体に雇用実績 H30.5）

一般就労と福祉の狭間にある犯罪・非行をした者の社会復帰を図る上での課題

福祉的就労・農業分野の就労に関する理解・ノウハウの不足（法務省） ⇔ 犯罪・非行をした者の受入れへの不安（農・福）

⇒ まずは、法務省と農業・福祉のギャップを解消していくことが必要

再犯防止（立ち直り）と農業・福祉の連携に向けた取組の概要

1 法務省と農業・福祉の皆様との関係づくり

- 農業・福祉関係者を対象にした施設見学会・意見交換会・セミナーの実施
- ノウフク関係団体等が主催する研修会・見学会等への参加
- ソーシャル・ファームとの関係づくり ⇒ 雇用促進連絡協議会による情報連携

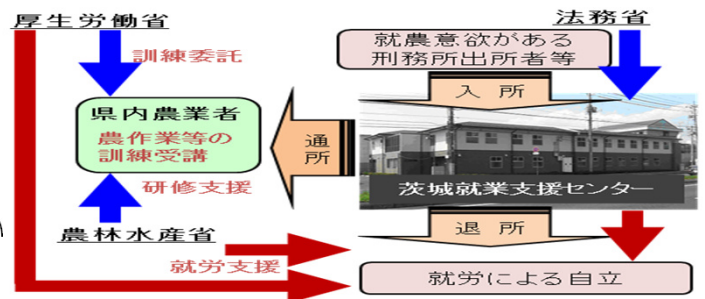


2 一般就労と福祉の狭間にある対象者等への取組の充実

- 作業能力や職業適性等の的確な把握、それらに応じた刑務作業・職業訓練・就労支援の充実
- 少年院の農地を活用した地域住民・農福関係団体と連携した教育活動の検討
- 在院者の外泊、院外委嘱指導の枠組等を利用したインターンシップの導入



- 沼田町就業支援センターの取組充実
少年院仮退院者等の社会復帰支援。農林水産省が支援する「沼田町就農支援実習農場」に農場実習を委託。
- 茨城就業支援センターの取組充実
厚生労働省と連携し、刑務所出所者等に農業訓練を行いながら、自立に向けた支援を実施。



3 社会において犯罪・非行をした者を受入れた団体等に対する息の長い支援

- 法務少年支援センターの地域援助や少年院による受入れ団体等からの相談対応
- 更生保護就労支援事業所による、犯罪・非行をした者・受入団体への継続的な寄り添い型支援

4 共生社会の実現に向けたノウハウと連携した広報啓発活動

- 社会を明るくする運動・矯正展とノウハウイベントの連携など

今年の全国矯正展にも御出店→



1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。

新学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての方向性が示されていることから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、特別支援教育の質の向上を図る。

2 内容

新学習指導要領の実施にあわせ、我が国の実態や諸外国の状況の調査分析等を実施するとともに、児童生徒を対象とした先導的な授業の開発と実践を行う。

（1）新学習指導要領に向けた実践研究

新特別支援学校学習指導要領等の内容を円滑に実施するため、新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。令和2年度は、平成30年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。

（2）政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、諸外国の状況や我が国の実態について調査・分析を行い、その成果を政策立案や（3）政策課題対応型先導研究に活用する。

【課題例】

- ・聴覚障害児に対する外国語の指導法
- ・盲聾児に対する特別支援教育 等

（3）政策課題対応型先導研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、教育課程や評価方法を開発し、それらを実証・評価することで、先導的なモデルの構築を目指す。

【課題例】

- ・農福連携
- ・読書活動
- ・特別支援学校小学部（知的障害）のプログラミング教育、外国語活動 等



学習指導要領や教育課程等



研究仮説、実施方法等を検討



実際の授業で実証・評価



研究成果を全国へ展開



農林水産省における農福連携施策

農福連携の取組方針と目指す方向

○ 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※佐賀県と同程度の面積が荒廃農地となっている

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約964万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用(就労)しているのは約94万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等

【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



労働力の確保



新たな就労の場の確保

目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組
年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところ

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出*

1 認知度の向上

- 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- 農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ワンストップで相談できる窓口体制の整備 ・スタートアップマニュアルの作成
- 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノワーク」の仕組みの構築
- 特別支援学校における農業実習の充実
- 農業分野における公的職業訓練の推進

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- 農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- コーディネーターの育成・普及
- ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- 農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- 障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- 農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- 農福連携の特色を生かした6次産業化の推進 ・障害者就労施設等への経営指導
- 農福連携でのGAPの実施の推進

3 取組の輪の拡大

- 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- 障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

III 農福連携の広がりの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労の付随事業の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人 [令和2年度まで]）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない [令和7年度]）

<事業の全体像>

1 農山漁村地域での取組への支援

① 地域活性化対策

地域活性化のための活動計画づくりと実証、就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者の発掘、優良事例や農業遺産の情報発信等を支援します。

② 中山間地農業推進対策

中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。

③ 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。

④ 農泊推進対策

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。

⑤ 農福連携対策

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設の整備並びに障害者等の農業技術習得や専門人材育成等を支援します。

⑥ 農山漁村活性化整備対策

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。

2 都市部での取組への支援

① 都市農業機能発揮対策

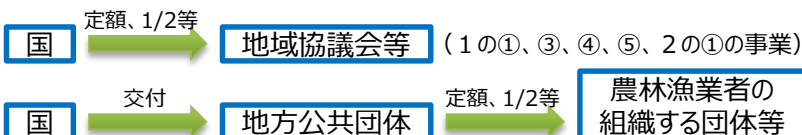
都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援します。

※下線部は拡充内容



コミュニティの維持 農山漁村の活性化、自立化

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】	(1の①の事業)	農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
	(1の②、③の事業)	地域振興課	(03-6744-2498)
	(1の④、⑤、2の①の事業)	都市農村交流課	(03-3502-5946)
	(1の⑥の事業)	地域整備課	(03-3501-0814)

<対策のポイント>

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる**農業生産施設及び加工・販売施設等の整備、障害者等の農産物の生産・加工技術等の習得に加え、農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等の取組を支援**するとともに、効果的な**農福連携プロモーション**等を実施します。

<政策目標>

農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 農福連携整備事業

- 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる**農業生産施設及び加工・販売施設等の整備**を支援します。

2. 農福連携支援事業

① 農福連携支援事業

- 福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する**農業技術習得の研修等**を支援します。

② 農福連携人材育成支援事業

- 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、職場定着を支援する**農業版ジョブコーチの育成や農業者と福祉事業所をマッチングするコーディネーターの育成等**を支援します。

③ 普及啓発等推進対策事業

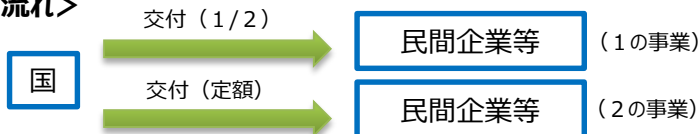
- **ワンストップ窓口の設置など都道府県の推進体制の強化**、農福連携の全国展開に向けた普及啓発や調査・研究等を支援します。
- メディアを活用した**農福連携プロモーションの取組等**を支援します。

<関連事業>（優先採択等の優遇措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

- ・食料産業・6次産業化交付金 25億円の内数
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金等 230億円の内数
- ・農業人材力強化総合支援事業 213億円の内数
- ・「緑の人づくり」総合支援対策 47億円の内数
- ・水産多面的機能発揮対策 23億円の内数 等

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1/2（上限1,000万円、2,500万円等）



農業生産施設
(水耕栽培ハウス)



附属施設（農機具庫）



加工処理施設



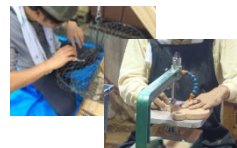
休憩所、トイレの整備

【2の①、②について】

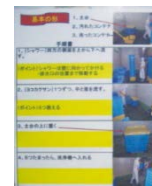
- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 定額



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



人材育成研修

【2の③について】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



セミナー等の普及啓発



調査・研究等

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)